

所沢市告示 第220号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和7年4月21日

所沢市長 小野塚 勝彦

1 対象となる特定計量器

計量法施行令第10条第1項第1号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり
（市が検査を行うものを除く。）

2 実施区域

所沢地区、吾妻地区、小手指地区、山口地区、三ヶ島地区

3 実施期日

令和7年6月2日から令和8年3月31日まで
（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

4 検査場所

計量器の所在場所

5 定期検査を行う指定定期検査機関の名称

一般社団法人 埼玉県計量協会